

ほっかいどうない じちたい じょうれい こうせい しゅわげんごじょうれい  
北海道内の自治体の条例の構成(手話言語条例)

<p>じょうれいめい 条例名</p>	<p>ほっかいどうげんご しゅわ にんしき ふきゅうとう かん じょうれい 北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例</p>	<p>さっぽろししゅわげんごじょうれい 札幌市手話言語条例</p>	<p>おたるししゅわげんごじょうれい 小樽市手話言語条例</p>
<p>せこうび 施行日</p>	<p>へいせい ねん がつついたち 平成30年4月1日</p>	<p>へいせい ねん がつ にち 平成30年3月6日</p>	<p>へいせい ねん がつついたち 平成30年4月1日</p>
<p>じょうれいせいいてい はいけい しゅしとう 条例制定の背景や趣旨等</p>	<p>ぜんぶん 前文 手話は、特定の意味、概念等を手指、表情等により表現する独自の体系を持つ言語であり、聴覚障がい者が自ら生活を営むため大切に育んできた文化的財産である。 平成23年の障害者基本法の改正や平成26年の障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語として明確に位置付けられたものの、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることについては、いまだ広く道民の理解を得られておらず、聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等と共に手話を習得する機会も乏しいなど、手話を言語として使用しやすい環境は、十分に整備されていない状況にある。 そのため、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させるとともに、聴覚障がい者等が手話を習得する機会を確保することは、極めて重要である。 このような考え方に立って、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、手話が言語の一つとして尊重され、聴覚障がい者等があらゆる場面で手話を使用できる社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。</p>	<p>ぜんぶん 前文 手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動き、表情などにより表現される言語である。 我が国の手話は、ろう者の間で大切に受け継がれてきたが、長年、手話が言語として社会的に認識されることはなく、手話を使用するものは、様々な不安を感じながら生活してきたところである。 こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたものの、手話が言語であることに対する理解は十分なものではない。 ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識を普及するため、この条例を制定する。</p>	<p>ぜんぶん 前文 言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声を使わず、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを営み、お互いの気持ちを理解し合うために必要なものとして大切に育んできた。 しかし、これまで長い歴史の中で、手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用する環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者及び手話を必要とする人は、必要な情報を得ることもコミュニケーションを図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。 こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として認められ、ろう者及び手話を必要とする人が、あらゆる場面で自由に手話を使える地域社会となるよう取り組み組むことが求められている。 小樽市にすみ、働き、学び、集う全ての人が、手話を言語として理解し、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目指し、この条例を制定する。</p>
<p>もくてき 目的</p>	<p>もくてき (目的) 第1条 この条例は、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させ、聴覚障がい者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条 第1号に規定する障害者であって、聴覚に同号に規定する障害があるものをいう。以下同じ。)等が手話を習得する機会を確保するために必要な事項を定めることにより、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、もって手話を使いやすい社会の実現に資することを目的とする。</p>	<p>もくてき (目的) 第1条 この条例は、手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話が言語であるとの認識を普及することを目的とする。</p>	<p>もくてき (目的) 第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本となる事項を定めることにより、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目指すことを目的とする。</p>

<p>じょうれいめい 条例名</p>	<p>ほっかいどうげんご 北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例</p>	<p>さっぽろししゅわげんごじょうれい 札幌市手話言語条例</p>	<p>おたるししゅわげんごじょうれい 小樽市手話言語条例</p>
<p>きほんりねん 基本理念</p>	<p>なし</p>	<p>(基本理念) 第2条 手話が言語であることに対する市民の理解の促進は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、また、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者がその他の者と等しく本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを基本理念として行われなければならない。</p>	<p>(手話の意義) 第2条 手話は独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者が大切に受け継いできたものであることを理解しなければならぬ。 (基本理念) 第3条 手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者及び手話を必要とする人は手話による円滑なコミュニケーションを図る権利を有していること、その権利は尊重されることを基本として行われなければならない。</p>
<p>せきむ やくわり 責務・役割</p>	<p>(手話が言語であるとの認識の普及) 第2条 道は、市町村、関係団体等と協力して、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であるとの認識を普及させるものとする。  (道民の理解等) 第3条 道民は、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であることを理解し、尊重するよう努めるものとする。</p>	<p>(市の責務) 第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)の通り、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者及びその支援者その他の関係者と協力して、手話が言語であることに対する市民の理解を促進するための施策を行うものとする。  (市民の役割) 第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、前条の市の施策に協力するよう努めるものとする。  (事業者の役割) 第5条 事業者は、第3条の市の施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市の責務) 第4条 市は、市民及び事業者の手話に対する理解を広げるとともに、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。  (市民の役割) 第5条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。  (事業者の役割) 第6条 事業者は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>

<p>じょうれいめい 条例名</p>	<p>ほっかいどうげんご 北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例</p>	<p>さっぽろししゅわげんごじょうれい 札幌市手話言語条例</p>	<p>おたるししゅわげんごじょうれい 小樽市手話言語条例</p>
<p>しさく すいしん 施策の推進</p>	<p>(手話を習得する機会の確保) 第4条 道は、市町村、関係団体等と協力して、聴覚 障がい者が乳幼児期からその家族等と共に手話を習得する機会を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(学校への支援) 第5条 道は、聴覚 障がい者が在籍する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)において児童等及び職員が手話を習得する機会の確保を図るため、当該学校に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(事業者への支援) 第6条 道は、聴覚 障がい者が勤務する事業所において従業員が手話を習得する機会の確保を図るため、当該事業者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>なし</p>	<p>(施策の推進) 第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。</p> <p>(1) 手話に対する理解及び普及に関する施策 (2) 手話による情報取得 及び手話の使いやすい環境づくりに関する施策 (3) 手話による円滑なコミュニケーションの拡充に関する施策 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策</p> <p>2 市は、施策の推進に当たっては、ろう者、手話を必要とする人、手話通訳者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。</p>
<p>ざいせいじょう そち 財政上の措置</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>(財政上の措置) 第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>いにん 委任</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>(委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
<p>しこうきじつどう 施行期日等</p>	<p>ふそく 附則 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>ふそく 附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>ふそく 附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>